

令和9年度

吉田町保育所等入所案内



入園希望の方は、この案内をご覧ください、申込みをしてください

吉田町役場 こども未来課 保育支援部門
〒421-0395
榛原郡吉田町住吉87番地
TEL 0548-33-2153

目 次

○ 幼稚園を利用する方へ	1
○ 保育園等を利用する方へ	2
1. 町内の保育施設	2
2. クラス編成について	4
3. 給付認定の種類と区分について	4
4. 保育を必要とする事由と必要量の認定について	5
5. 申込みから入所が決まるまで	7
6. 町外施設への申込み、町外からの申込みについて	11
7. 申込みに必要な書類について	12
8. 保育所等入所にかかる利用調整について	13
9. 利用者負担金について	13
10. 入所後の手続・注意事項について	15
11. 保育園等の利用に関するよくある質問（Q & A）	17
12. 町の子育て支援サービス	18
○その他	
①保育の実施基準	19
②調整項目	20
③吉田町の保育料	21
④保育園で提供する主な食材について	22



幼稚園を利用する方へ

1 幼稚園利用の申込みについて

利用申込書の配布や申込書の提出先は、利用希望の幼稚園となります。申込期間や申請方法等は、直接各幼稚園に確認してください。

2 町内の幼稚園

幼稚園は、満3歳から5歳までの子どもを対象に、小学校以降の生活や学習の基盤をつくるために幼児期の教育を行う学校です。

設置者	施設名	住所	定員	保育時間	預かり保育時間 (長期休暇時期も実施)
		電話番号			
学校法人 住吉学園	ひばり幼稚園	吉田町住吉 4900	240	9:00～15:00	7:30～ 8:30 (無料) 15:00～18:00 (無料)
		0548-32-0183			
学校法人 川尻学園	ちどり幼稚園	吉田町川尻 1674-1	210	10:00～15:00	7:30～ 9:30 (無料) 15:30～18:00 (※) ※新2号認定は無料
		0548-32-6140			

各幼稚園の特色や保育内容などの詳しい情報は、下記の二次元コードからパンフレットをご覧ください。

ひばり幼稚園	ちどり幼稚園
	

3 幼稚園利用の無償化について

満3歳を含めて3歳から5歳までのすべての子どもが月額 28,000 円まで無償となります。ただし、実費負担分(通園送迎費・給食費・行事費等)などは対象となりません。

※幼稚園利用料及び実費負担分は、園により異なりますので、直接利用希望園へご確認ください。

4 預かり保育について

「保育の必要性」がある場合には、預かり保育の利用も無償化されます。

保育の必要性については、吉田町の認定が必要です。認定は園を通して町が行います。

預かり保育の利用日数×490 円を上限として3歳から5歳までは月額 12,300 円まで、満3歳で住民税非課税世帯は月額 17,700 円まで無償となります。

保護者は、幼稚園に預かり利用料を支払っていただき、利用実績の申請をすることで、利用料のうち無償化となる分を町から保護者へお返しします。

※償還時期は年4回です。申請方法は町又は園を通してお知らせします。

5 副食費(給食費)について

年収360万円未満相当世帯と小学校3年生のこどもから数えて第3子以降については、副食費の助成が受けられます。

保育所等を利用する方へ

1 町内の保育施設

1-1 小規模保育事業所

0歳から2歳までの子どもを対象に、6人から19人以下の少人数の単位で保護者が就労等のため保育の必要性のある子どもを保護者に代わって保育する施設です。

各小規模保育所には連携園が設定されており、卒園する子どもを連携園へ優先的に受け入れしています。また、連携園以外の保育所を希望する場合も、優先的に保育所を利用できるように、利用調整点の加点があります。

設置者	施設名	住所	定員	受入れ対象児	保育短時間	その他 保育サービス
		電話番号			保育標準時間	
(有)キャラ	クローバー保育園	吉田町片岡 855-1	15	8か月 ～ 2歳児	8:15～16:15	延長保育 一時預かり 誰でも通園
		0548-33-0099			7:30～18:30	
(株)グローアップ	保育所 グローアップ吉田園	吉田町片岡 2408-1	18	4か月 ～ 2歳児	8:30～16:30	延長保育 誰でも通園
		0548-23-3558			7:30～18:30	
(株)ペッツ	プティ吉田園	吉田町神戸 651-8	19	7か月 ～ 2歳児	8:30～16:30	延長保育 一時預かり
		0548-23-3988			7:30～18:30	
(有)リアス	グリュックリッヒ 保育園	吉田町川尻 778-5	19	6か月 ～ 2歳児	8:30～16:30	延長保育 一時預かり
		0548-23-3345			7:30～18:30	

- ・認定保育時間外の延長保育は有料です。延長保育の実施時間、利用料金及び閉園時間は施設ごとに異なりますので、利用を希望される場合は、各保育園へお問い合わせください。
- ・土曜保育の実施時間や利用申込み等の詳細は、各園へ直接お問い合わせください。

【各小規模保育事業所の連携園（令和8年8月1日時点）】

施設名	クローバー保育園	保育所 グローアップ吉田園	プティ吉田園	グリュックリッヒ 保育園
連携園	すすき幼稚園 さゆり保育園	すみれ保育園 わかば保育園	わかば保育園	すみれ保育園

※連携園とは、小規模保育事業所の卒園児を優先的に受け入れる保育園等になります。ただし、希望者数や受入れ状況等により、必ず入所できるとは限りません。

各小規模保育事業所の特色や保育内容などの詳しい情報は、下記の二次元コードからパンフレットをご覧ください。

クローバー保育園	保育所 グローアップ吉田園	プティ吉田園	グリュックリッヒ 保育園
			

1-2 保育園

0歳から5歳までの子どもを対象に、保護者が就労等のため保育の必要性のある子どもを保護者に代わって保育する施設です。

設置者	施設名	住所	利用 定員	受入れ 対象児	保育短時間	その他 保育サービス
		電話番号			保育標準時間	
吉田町	さくら保育園	吉田町住吉 1621-1	100	10 か月 ～ 5 歳児	8:15～16:15	延長保育
		0548-32-0414			7:30～18:30	
	すみれ保育園	吉田町川尻 791	130	9 か月 ～ 5 歳児	8:15～16:15	延長保育 一時預かり 病後児保育
		0548-32-1117			7:30～18:30	
	さゆり保育園	吉田町片岡 805-1	100	10 か月 ～ 5 歳児	8:15～16:15	延長保育
		0548-32-1650			7:30～18:30	
	わかば保育園	吉田町神戸 2092-1	150	10 か月 ～ 5 歳児	8:15～16:15	延長保育
		0548-32-0016			7:30～18:30	
(株)アイگران	(仮称) アイگران保育園 かんど	(仮)吉田町神戸 135-2	80	生後 57 日 ～ 5 歳児	8:15～16:15	延長保育 病児保育
		(仮)080-7716-5247 (本社コールセンター)			7:30～18:30	

※公立保育園の土曜保育は、すみれ保育園での合同保育となります。利用の申込は通園先の保育園で受付
ます。

各保育園の特色や保育内容などの詳しい情報は、下記の二次元コードからパンフレットをご覧ください。

公立保育園	アイگران保育園
	

【町内の幼稚園、保育園及び小規模保育事業所の案内図】



2 クラス編成について

クラスは令和9年4月1日時点の年齢で決まります。以下の表をご参照の上、クラスを確認してください。

クラス	生年月日
0歳	令和8（2026）年4月2日～令和10年（2028）4月1日 ※令和9年4月2日～令和10年4月1日は令和9年度も0歳クラス
1歳	令和7（2025）年4月2日～令和8年（2026）4月1日
2歳	令和6（2024）年4月2日～令和7年（2025）4月1日
3歳	令和5（2023）年4月2日～令和6年（2024）4月1日
4歳	令和4（2022）年4月2日～令和5年（2023）4月1日
5歳	令和3（2021）年4月2日～令和4年（2022）4月1日

3 給付認定の種類と区分について

保育所等を利用するためには、子どもの年齢、保育を必要とする事由に応じた「こどものための教育・保育給付認定（以下「給付認定」という。）を受けていただく必要があります。給付認定は、保護者が居住する市町村にて行います。

他市町村への転出又は他市町村からの転入の際は、その都度、給付認定が必要となります。

○ 給付認定区分

認定区分	子どもの年齢	利用時間・形態	利用できる施設
1号	満3歳以上	4時間程度／日（教育標準時間） ※幼稚園のような形態	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
2号		上限11時間／日（保育標準時間） 上限8時間／日（保育短時間） ※保育園のような形態	保育園 認定こども園（保育園部）
3号	満3歳未満		保育園 認定こども園（保育園部） 小規模保育事業所 等



4 保育を必要とする事由と必要量の認定について

2号認定又は3号認定を受ける方は、保護者（※）のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。また、保護者の働き方や子育ての状況に応じて、保育の必要量も認定します。保育標準時間・短時間の区分によって、保育所等の利用時間が異なります。

（※）保護者とは「親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護する者」のことを言います（事実婚関係である者を含む）。

4-1 保育を必要とする事由

保護者のいずれもが、次の①から⑨までのいずれかに該当するため、家庭で保育することができない子どもです。

保育を必要とする証明については子どもの保護者の書類が必要となります。

また、世帯分離（※）にかかわらず同住所に住んでいる65歳未満の方全員の書類の提出をお願いします。提出がない場合は優先順位が下がります。

（※）世帯分離とは…同じ住所に住んでいるが、住民票上は別世帯の状態

保育を必要とする事由	保護者の状況	入所できる期間
① 就労している	1か月64時間以上仕事をしている	就労が継続している期間
② 産前・産後（注）	妊娠中または出産後間もない	出産予定日の6週間前の属する月の1日から産後8週間後の日の翌日の属する月末まで
③ 疾病・障害	病気又は心身に障害がある	家庭で保育が可能となる日まで
④ 介護・看護	同居又は長期入院している親族を常時介護・看護している（月64時間以上）	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤ 災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあっている	復旧が終了するまで
⑥ 求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている	90日間 ※入所した1日から90日目が属する月の月末まで
⑦ 就学	学校に在籍又は職業訓練学校において職業訓練を受けている（月64時間以上）	在学期間
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	必要と認められる期間
⑨ 育児休業	在園児のみ ※新規申込みはできません	産まれた子が1歳に達した次の5月末まで ※ただし、5歳児については継続利用を認めています

（注）産前・産後を事由で入所された場合は、産前・産後の認定期間終了後は、原則退園となります。ただし、在園期間中に、「②産前・産後」以外で保育を必要とする事由に該当する場合は、変更手続することにより利用期間を延長することができます。

（※⑨育児休業での延長はできません。）

4-2 保育必要量の区分

保育の必要量については、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。区分に応じて保育所等を利用できる時間が異なります。基本的な通常保育時間は午前8時15分から午後4時15分となります。（園により多少異なります。）

認定された時間は、利用することが可能な最大枠として設定されるものです。実際に保育を必要とする時間（就労時間＋通勤時間）で施設をご利用ください。家庭で保育できる場合は、認定時間内であっても速やかにお迎えをお願いします。

保 育 短 時 間	・ 1 か月の就労時間が64時間以上120時間未満の方 ※求職活動・育児休業の方は基本的に短時間認定となります。
保 育 標 準 時 間	・ 1 か月の就労時間が原則120時間以上の方 ※1 か月の就労時間が120時間未満であっても、通勤時間等を考慮し標準時間認定とすることがあります。

（参考）町立保育園の場合

7:30	8:15	16:15	18:30	19:00
時間外保育	通常保育時間		時間外保育	
	保育 短 時間（8時間）			
	保育 標 準 時間（11時間）			

※時間外保育は別途料金がかかります。園により料金が異なりますので、利用を希望する園にご確認ください。

※保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望により保育短時間認定を選択することができます。



5 申込みから入所が決まるまで

4月入所希望

①申込み

○持ち物

- ・ 申請書類一式
- ・ 提出される方の本人確認ができるもの
(マイナンバーカード・運転免許証等写真付き)

○申請書類の受付期間

令和8年9月1日(火) から
10月5日(月) まで(平日のみ)
午前8時15分から午後5時00分まで

○書類の提出先

こども未来課・町立保育園・小規模保育事業所
※日曜開庁での受付は行っていません。

②親子面接

※きょうだいが町立園を利用中の子どもや、小規模保育所と他市町の園を第一希望としている子どもは対象外とします

○持ち物…ありません

○実施日…申込み時に案内します。

○会 場…申込み時に案内します。

○面接内容

利用希望園の確認、子ども及び世帯の状況確認等

③選考結果の通知

利用調整の結果、郵送にて「認定決定通知書」、「認定証」、「利用施設承諾決定通知書」を発送します。また、入所保留となった場合は、「保育所等利用保留通知」を発送します。

○発送時期…令和9年2月上旬

④承諾の場合

○オリエンテーションの案内

保育所から通知又は案内があります。

④入所保留の場合

○二次選考に申込みできます

申請締切 2月26日
結果通知 3月上旬

⑤入所

入所後、就労証明書等の就労開始が確認できるものを提出

※一次選考の結果、受入枠がない場合は行いません。

⑤5月以降の選考へ

5月以降の入所希望

①申込み

○持ち物

- ・ 申請書類一式
- ・ 提出される方の本人確認ができるもの
(マイナンバーカード・運転免許証等写真付き)

○申請書類の提出期限

利用希望月の2か月前の平日の末日(P9参照)

○書類の提出先

こども未来課

※日曜開庁での受付は行っていません。

②選考結果の連絡(毎月10日までに)

申請者全員の選考を行い、入所内定者には電話でお知らせします。

③承諾の場合

認定決定通知書、認定証、施設利用承諾書を郵送します。

③入所保留の場合

保育所等利用保留通知書を郵送します。

※保留通知書は申込み初回の月のみの通知となります。

④オリエンテーション等

保護者から入所が決定した園へ連絡し、オリエンテーション等を受けてください。

④翌月以降の選考へ

翌月以降、年度内の選考をします。

入所可能な場合のみこども未来課から電話連絡します。

⑤入所

入所後、就労証明書等の就労開始が確認できるものを提出



5-1 令和9年4月入所申込みについて

申込み締め切りに間に合うように、必要書類をそろえて提出してください。ただし、先着順ではありません。また、申請書配布及び申請受付は日曜開庁では行いません。

○一次選考

申請書類等配布	配 布 日	令和8年9月1日（火）から ※土日・祝日は除く 午前8時15分から午後5時00分まで
	配布場所	こども未来課・保育園・小規模保育事業所 ※吉田町のホームページからもダウンロードできます。
受 付 期 間	日 時	令和8年9月1日（火）～10月5日（月） ※土日・祝日を除く 午前8時15分から午後5時00分まで
提 出 場 所	・初めて保育園等を利用される方…こども未来課（吉田町役場5階） ・きょうだいが保育所等を利用中の方…利用している保育所等	
親 子 面 接	保育園にて面接を実施します。 詳細は申込時にご案内します。 ※利用希望園にきょうだいが在園している子ども、第一希望が町外の保育施設である子ども及び第一希望が町内の私立保育園である子どもを除き実施します。なお、町内の私立保育園等については、園の判断により親子面接を実施する場合があります。	
注 意 事 項	上記受付期間後（二次選考）の申込みはできますが、一次選考で定員枠に達する場合があります。	
結 果 通 知	令和9年2月上旬に郵送予定 ※電話での結果回答はできません。	

○二次選考

一次選考の結果、定員に空きが生じた場合や、辞退等の理由で一次選考後に生じた欠員は、すべて二次選考の対象となります。一次選考で保留の場合、内定となるまで、年度内は申込みが継続しますので改めての申込みは不要です。

受 付 期 間	日 時	令和8年10月6日（火）から令和9年2月26日（金）まで （土日・祝日を除く） 午前8時15分から午後5時00分まで
提 出 場 所	こども未来課（吉田町役場5階）	
親 子 面 接	内定後に内定園で実施します。	
結 果 通 知	令和9年3月上旬に郵送予定 ※電話での結果回答はできません。	

<注意事項>

- ・ 申込書は子ども1人につき1枚です。
- ・ 必要書類を全て準備してから提出をお願いします。記入漏れ等不備があると受付できません。
また、後日提出する書類がある場合は一度書類を全て持ち帰っていただき、書類がそろってから提出をお願いします。
- ・ 申請書提出後の希望園の変更は原則受け付けませんので、十分に検討の上ご提出をお願いします。
- ・ 1歳児未満の保育の受け入れについて、入園資格に加え、子どもの発達や離乳状態等を確認し、個別に判断します。また、子どもの発育や離乳状態によっては入所できない場合もあります。

※申請受付から認定通知までの事務処理期間は通常30日以内ですが、選考という特殊な作業により審査事務が集中し、時間を要するため、上記の時期になることと、通知予定時期が審査状況により多少前後することをご了承ください。

5-3 令和9年5月以降の入所申込み

受付期間は入所希望月の2か月前からです。

5月以降の入所の申込み締め切り日は以下のとおりです。書類の不足、不備等で締め切りに間に合わない場合は選考の対象となりませんので、余裕をもってお申込みください。

申 請 期 間	5月入所	3月1日（月）～3月31日（水）
	6月入所	4月1日（木）～4月30日（金）
	7月入所	5月6日（木）～5月31日（月）
	8月入所	6月1日（月）～6月30日（水）
	9月入所	7月1日（木）～7月30日（金）
	10月入所	8月2日（月）～8月31日（火）
	11月入所	9月1日（水）～9月30日（木）
	12月入所	10月1日（金）～10月29日（金）
	1月入所	11月1日（月）～11月30日（火）
	2月入所	12月1日（水）～12月28日（火）
	3月入所	令和10年1月4日（火）～1月31日（月）
申 請 先	こども未来課 窓口（吉田町役場5階）	
受 付 時 間	午前8時15分～午後5時 ※日曜開庁での受付は行っていません。	
結 果	内定	入所希望月の前月10日頃に電話連絡をします。
	保留	入所希望月の前月の15日頃に保留通知を発送します。 （保留通知は最初に申請をした月のみ発送します。それ以降、保留になった場合は連絡・通知は行いません。）

5-4 申込みの確認事項について

○ 申込みについて

- ・入所開始日は、毎月1日からとなります。（※月途中の入所はありません。）
- ・令和9年度に申込みをされた場合は、令和10年3月入所分まで有効です。月ごと申し込む必要はありません。申込み内容に変更が生じた場合は、その都度お知らせください。
- ・選考の結果、保育所等に入れない場合には、「保育所等利用保留通知書」を発行します。保育所等利用保留通知書の通知は、申込み初回の月のみとなります。
- ・翌月以降の選考結果について、入所可能となった場合のみ、こども未来課から電話連絡します。

○ 就労予定や育児休暇明けの申込みについて

- ・入所した月の翌月末までに就労を開始していただくことが条件となります。
- ・入所後、就労の確認のため、就労開始1か月以内に就労証明書（就労開始日以降の証明日のもの）をご利用園にご提出いただきます。また、申込み時に就労証明書に記載されているものと同じ就労先、就労形態でない場合や、就労開始（復帰）予定日に就労しない場合は退所していただく場合があります。

○ 食物アレルギーへの対応について

- ・食物アレルギーのある子どもは、申込み時に必ずお申出ください。保育施設では、生活管理指導表など医師の具体的な指示に基づき、保護者と協議しながら可能な範囲でアレルギー食の対応（除去など）を行います。しかしながら、施設の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合には、家からお弁当をお持ちいただく可能性もありますのであらかじめご了承ください。

○ 宗教・文化上の食事制限への対応について

- ・宗教上の理由により食べられない食材がある子どもは、申込み時に必ずお申出ください。可能な範囲で個別に対応を検討します。しかしながら、施設の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合には、家からお弁当をお持ちいただく可能性もありますのであらかじめご了承ください。

※保育園で提供する主な食材については P22 を確認ください。

○ その他

- ・休園日は各園に確認をお願いします。町立園では、土曜日、夏期保育や年末年始は、給食の食品ロスを減らすため、各園で、保育の希望を確認させていただきます。

○ 育児休業給付金の支給期間延長手続きに関する注意事項

- ・保育所等に入れなかった場合に、育児休業延長の予定がある方は、保育所入所の申請書をこども未来課に提出する前に、保護者の方が申込書等の写しをとって保管しておいてください。育児休業給付金の支給期間延長手続きの際に必要となります。手続きについては、勤務先又はハローワークにお問い合わせください。



6 町外施設への申込み、町外からの申込みについて

6-1 吉田町にお住まいで吉田町以外の保育所等を希望される方

吉田町に在住で、町外の保育所等を希望される方は、事前にご自身で入所希望先の市町村の保育担当課へ必要な書類などを確認してください。

申 請 先	吉田町こども未来課 ※保育所や小規模保育事業所等の保育認定を希望される場合	・認定こども園（幼稚園部）、幼稚園の利用を希望される場合は、直接、施設へ申込みください。
受 付 締 切	入所希望先の市町村にご確認ください。	・申込み締め切りまでに入所希望先の市町村の保育担当課へ書類を送付しなければならないため、最低でも締め切り日の1週間前までにご提出ください。
必 要 書 類	給付認定・保育所申込みに必要な書類一式 その他申込み先の市町村が求める書類	・吉田町の様式を使用して申請します。
注 意 事 項	転出を伴わない申込みは、その市町村の住民の選考が優先となりますのでご承知おきください。また、選考結果の通知についても遅くなることがあります。	

6-2 吉田町以外にお住まいで吉田町内の保育所等を希望される方

申 請 先	お住まいの市町村の保育担当課	・申請方法については、事前にお住まいの市町村保育担当課にご確認ください。
受 付 締 切	4月入所…令和8年10月5日（月） 5月以降…P9参照	・申込み締め切りは、いずれも吉田町こども未来課必着です。
必 要 書 類	給付認定・保育所申込みに必要な書類一式	・お住まいの市町村の様式を使用してください。吉田町への転入予定のある方は「転入に関する申立書」（吉田町のホームページからダウンロードできます）もご提出ください。
注 意 事 項	吉田町に転入予定の方は、入所の前月末日までに転入手続きを行い、吉田町こども未来課にて再度給付認定の手続きをお願いします。	

7 申込みに必要な書類について

次の書類をこども未来課、町立保育園又は小規模保育事業所に提出してください。

7-1 すべての方に提出していただく書類

No.	内容		新規	継続
①	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書※在園児は現況届兼保育利用申込書	・子ども1人につき1枚	○	○
②	同居以外の祖父母の状況	・子ども1人につき1枚	○	○
③	世帯状況等調査票	・子ども1人につき1枚	○	—
④	園児の状況調査票	・子ども1人につき1枚 ・子どもの心身の状態や発育、発達等についてご心配な点がある場合は必ず記入してください。	○	—
⑤	保育の利用を必要とする事由を証明する書類	就労 子どもの父母の書類は必須。 ・世帯分離にかかわらず同居所に住んでいる65歳未満の方全員分提出してください。※提出がない場合は優先順位が下がります。 就労証明書（証明日が申請日から3か月以内のもの）※書式は役場ホームページ内の保育園の申請様式を使用してください。 ・自営業等…確定申告（第1表及び第2表）のコピー（最新のものを）を添付 ・起業予定者…開業届のコピーを添付 ・内職者…直近3か月分の給与明細書コピーを添付 産前・産後 母子手帳の写し（表紙及び出産予定日の記載ページ） 求職活動 求職活動支援機関等利用証明書・求職活動等申告書兼同意書（※町指定様式となります。） 疾病・障害 診断書…保育が困難な状況、傷病名、治療期間等が記載されたもの 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（氏名及び認定期限がわかるもの） 介護・看護 申立書及び介護保険証又はケアプラン等のコピー 災害復旧 罹災証明書 就学 在学証明書又は学生証及びカリキュラム等のコピー	○	○

※保育の利用を必要とする事由を証明する書類は、放課後児童クラブ、幼稚園の入所や現況届の書類と兼ねることができますので、必要な場合は写しをとって保管しておいてください。

7-2 該当する方のみ提出していただく書類

①	ひとり親世帯（新入園児のみ）	戸籍謄本の原本（コピー可）又は子ども扶養手当証書のコピー 離婚調停中の方は裁判所や弁護士の実証書
②	保護者、申込み子ども、同居している右記の手帳のいずれかをお持ちの方	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかのコピー（氏名及び認定期限がわかるもの）
③	令和8年1月1日現在、日本国外にお住まいで国内に課税がない方	海外収入申告書【令和7年中の所得額・控除額がわかる書類（会社からの給与支払い証明書等）】 ※外国語の場合、日本円での換算及び日本語への翻訳をお願いします。
④	申請時点で吉田町へ転入予定の方	転入に関する申立書及び賃貸契約書・売買契約書のコピー

8 保育所等入所にかかる利用調整について

保育の必要性を確認するため、保護者の就労状況などを「保育の実施基準」により点数化（基準点）し、兄弟姉妹の在園状況などを「調整項目」により加点・減点（調整点）します。これらを合計した「利用調整基準点」の高い子どもから順に入園内定を行います。

利用調整基準点が同一点数の場合は、以下の優先段階により第1段階から判断します。

優先段階	内 容
第1段階	基準点の高い世帯
第2段階	基準点が同点の場合は下記順位を適用 ①災害 ②里親 ③子ども虐待・DV ④疾病・障害 ⑤親族の介護・看護 ⑥就学 ⑨求職 ⑩妊娠・出産
第3段階	ひとり親 ※親族等が同地番（2世帯住宅含む）に居る場合より居ない場合を優先
第4段階	養育している小学校3年生以下の子どもの人数が多い世帯
第5段階	利用者負担の階層低位順（当該年度4月～8月分） ※階層が同一の場合は算定町民税額の低い順
第6段階	希望する保育施設の希望順位が高い順
第7段階	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる子ども

9 利用者負担金について

9-1 保育料について

○ 保育料の決定方法

保育料は、保育の必要量（標準時間・短時間）、世帯の町民税の所得割税額に応じた段階的な料金設定となります。原則として、父母の町民税額を基礎としますが、父母ともに非課税で、祖父母と同居の場合は町民税所得割額が多い方で算定します。

◎幼児教育・保育無償化について

3歳児から5歳児のすべてのこどもと、0歳児から2歳児の住民税非課税世帯のこどもについて保育料が無償になります。

- ・年齢が満3歳に到達したことにより、認定区分が3号から2号に切り替わっても、その年度中は3号認定の保育料を適用します。
- ・施設の種別（保育所・小規模保育事業所）を問わず同じ保育料となります。
- ・マイナンバー制度に基づく情報連携により、他の行政機関から直接課税情報の入手をしますが、正常な情報が得られない場合には、課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- ・未申告につき課税がされない場合は、最高額で徴収されますので、必ず申告してください。

さい。収入のない方も必ず住民税の申告をしてください。

- ・海外赴任等により、日本での収入がない場合は、勤務先で給与の証明を受けてください。（外国語の場合、日本円での換算、翻訳もお願いします。）

○ 保育量算定の時期

4月から8月分までは前年度、9月から翌年3月分は当年度の町民税をもとに保育料を決定します。毎年9月に保育料の見直しを行いますので、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

【令和9年度の保育料】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度町民税による算定					令和9年度町民税による算定						

○ 保育料の負担軽減

多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。きょうだいで利用する場合、就学前の子どもから順に2人目を半額、3人目以降は無料となります。

○ 保育料の納付について

保育料は、納期限までに納付してください。

滞納が続き、納付や納付相談がない場合は、保育園を退園していただく場合があります。納付が困難な事情がある場合は、お早めにこども未来課へご相談ください。

9-2 その他の費用について

保育用品や延長保育料など保育料以外の実費負担があります。詳しくは入園を希望する施設へ事前に確認してください。

○ 副食費（給食費）について

- ・副食費とは、ごはんやパンなどの主食を除いたおかずやみそ汁などの食事にかかる費用です。
- ・0歳児から2歳児までの子どもについては、保育料に含まれているため、副食費はかかりません。
- ・3歳児から5歳児までの子どもの副食費（給食費）については、保護者負担となります。公立保育園の副食費は、1か月5,100円となります。
- ・年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費の費用が免除されます。第3子のカウント方法は保育料と同じです。

○ 時間外保育料について

保育の必要量に応じた上限時間を超えた保育には、時間外料金がかかります。料金は園によって異なります。詳しくは利用希望園へ直接ご確認ください。

10 入所後の手続・注意事項について

入所申込時に提出された就労証明書の状況は、入所後も継続するものとして選考を行います。入所後に状況変更（選考時の指数が下がる等）がある場合は、退所となる可能性もありますので、必ず事前にご相談ください。

10-1 入所直後の手続等

申込時の状況		提出書類	備考
育休中		就労証明書 ※復職日以降に発行されたもの	入所月の翌月末日までに復職し、復職後1か月以内に提出
求職中	就労先が決まった場合	就労証明書 ※就労開始後に発行されたもの	入所月の1日から起算して90日以内に就労開始
	開業した場合	就労証明書及び自営を証明する書類	
就学予定		在学証明書及び時間割 ※在学開始後に発行されたもの	入所月の月末までに就学開始

【慣らし保育について】

慣らし保育とは、お子さんが保育園での生活に慣れるため、入所当初は短い時間から保育を始め、少しずつ保育時間を延ばしていくものです。

年齢や個人差はありますが、入所当初は数時間～午前中の保育となり、その後3週間程度で1日保育へと移行します。

そのため、仕事復職日（又は就労予定日）の前月の1日から入所希望日として申込みをすることが可能です。なお、慣らし保育も通常の保育料がかかります。

- （例）6月 1 日復職・就労予定→5月1日入所希望の申込み可能
 6月30日復職・就労予定→5月1日入所希望の申込み可能
 ※月の途中からの入所はできません。

（参考）町立保育園の慣らし保育のスケジュール

- ・ 1週目…9時から11時まで（2時間）
 - ・ 2週目…9時から12時まで（3時間）
 - ・ 3週目…9時から15時まで（6時間）
 - ・ 4週目…通常保育の開始（8時15分から16時15分まで）
- ・ 慣らし保育は、子どもの状況、ご家庭の状況により、園と相談しながらすすめてください。
 - ・ 私立保育園等の慣らし保育の詳細につきましては、各保育所で異なりますので、直接保育所へお問い合わせください。



10-2 入所中の手続・注意事項

入所後に認定内容に変更がある場合には、手続が必要です。また、認定には有効期間がありますので、継続入所（在園）を希望される場合は早めにご利用園にて手続をお願いします。

変更事項・理由	必要種類・備考
異動や転籍等で勤務先が変更、自営業の方で就労条件や業務委託先が変更等した場合等	○就労証明書（変更後に発行されたもの） ※自営業の方は必要に応じて自営の証明（開業届・確定申告第1表及び第2表等）も提出してください。
勤務日数、就労時間を変更する場合	○就労証明書（変更後に発行されたもの） ※入所申込時の就労条件で入所後も継続して就労することを前提に、選考を行っています。変更がある場合には、事前にご相談ください。
退職する場合 （転職含む。）	○求職活動支援機関等利用証明書・求職活動等申告書兼同意書 ※退職後も継続して保育所等を利用する場合、退職した月の月末まで提出してください。 ○就労開始後の就労証明書 （退職した月の翌月1日から90日以内に就労開始すること。）
「保育を必要とする事由」に変更があった場合	保育を必要とする事由に変更があった場合は、変更する事由に必要な書類を提出（P12参照）してください。 ※変更を希望する際は、必ず事前にご利用園又はこども未来課にご相談ください。
退所する場合 （保育を必要とする事由がなくなった場合）	○保育所等退所届（退所日は退所月の末日となります。） ・保護者が就労せず、その状態が3か月以上続いた場合。また、こども未来課に連絡がないままその状態が判明した場合。 ・保護者が出産を理由に退職した場合。ただし、出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までは産前・産後要件で入所することができます。 ・特別な理由がなく1か月以上登園しなかった場合。 ・保育料の滞納がある場合は、継続して入所できないことがあります。
町外へ転出する場合	入所後、吉田町外へ転出することになった場合、手続をすることで継続入所が可能です。 ①転出する前に保育所等退所届（退所日は退所月の末日となる）をご利用園へ提出してください。 ②継続入所希望の場合、転出先の市区町村でも、転出月の末日までに保育所の継続手続が必要です。 ※①、②の手続がされない場合は、継続入所はできません。 ※利用者負担額等は住民登録がある自治体が決定するため、転出後、利用者負担額等が変更になる可能性があります。
世帯構成が変更になった場合 （結婚、離婚、死亡、姓の変更等）	○変更になったことがわかる書類 ・離婚の場合は、受理証明書、戸籍謄本の写し等を提出してください。 ・離婚調停の場合は、裁判所や弁護士が証明する書類を提出してください。 ・結婚の場合は、保護者になる方の要件書類（就労証明書等）を提出してください。

10-3 現況届について

現況届とは、保育の必要性が継続しているかを確認するための届出書になります。

入所後、毎年9月から10月の間で現況届の提出を町から園をとおして依頼します。保育の必要性が継続されているかを確認するために就労証明書等の提出もお願いしています。書類の提出が確認されない場合や提出書類が保育を必要とする理由を満たさない場合は、保育の必要性がないとみて退所となります。

- ・届け出なく就労していない期間が3か月以上あると判明した場合
- ・就労時間月64時間を満たさない期間がある場合
- ・申請内容や就労証明書の内容に明らかな虚偽がある場合 等

11 保育園等の利用に関するよくある質問（Q & A）

保育所等利用及び利用申込みに当たり、よくある質問をとりまとめましたので、ご覧ください。



1 2 町の子育て支援サービス

1 2 - 1 一時預かり事業

保護者の就労や通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により家庭で保育ができない場合に、お子さんを一時的にお預かりします。

実 施 施 設	吉田町立すみれ保育園	電話：0548-32-1117
利用できる子ども	保育所等に在籍していない生後9か月から6歳（就学前）までのお子さん	
利 用 料	・最初の4時間まで一律1,000円（町外在住の方は1,500円） ・4時間を超える場合は1時間につき250円を加算（町外在住の方は1時間につき375円を加算） ※給食費は別途【1食225円（おやつ込）】	
開 設 時 間	・月曜日から金曜日 ・午前8時から午後5時まで ※実施時間については、職員の配置等により変更することがあります。	
利 用 日 数	・利用できる日数は、理由により異なります。詳しくは実施施設へお問い合わせください。	

1 2 - 2 病後児保育事業

病気の回復期で集団保育が困難なお子さんを、一時的にお預かりします。

実 施 施 設	吉田町立すみれ保育園	電話：0548-32-1117
利用できる子ども	町内在住の生後9か月～就学前で下記の①と②両方に該当するお子さん ①傷病の回復期にあり、集団保育が困難 ②保護者の勤務などの都合で家庭での保育が困難	
対 象 傷 病	消化不良症、水疱、風しん、骨折など	
利 用 料	1日 1,000円 ※給食費は別途【1食225円（おやつ込）】	
開 設 時 間	・月曜日から金曜日 ・午前8時から午後5時まで ※実施時間については、職員の配置等により変更することがあります。	

1 2 - 3 こども誰でも通園制度

実 施 施 設	クローバー保育園	電話：0548-33-0099
	保育所グローアップ吉田園	電話：0548-23-3558
利 用 時 間	お子さん1人あたり月10時間	
利用料・利用方法	施設により異なります。詳しくは実施施設へお問い合わせください。	
開 設 時 間	施設により異なります。詳しくは実施施設へお問い合わせください。	

①保育の実施基準

保護者の就労状況などを点数化するための基準

保 育 の 実 施 基 準

園 児 名	採点者	確認者	点数①	合計(①+②)
			点	点

区分		保護者の状況			父	母	
①	就労している	居宅外労働	該当するものに✓				
			☐ 外勤	1週あたり40時間以上の就労が常態	10	10	
			☐ 居宅外自営	1週あたり37.5時間以上の就労が常態	9	9	
			☐ 自宅と店舗等が同一又は隣接敷地内でない	1週あたり30時間以上の就労が常態	8	8	
			☐ 上記に該当しないが、常時危険物（大型機器・劇薬・火気・刃物等）を取り扱うため就労中の保育の危険がある	1週あたり20時間以上の就労が常態 1週あたり16時間以上の就労が常態	7 4	7 4	
		居宅内労働	該当するものに✓	1週あたり40時間以上の就労が常態	9	9	
			☐ 内勤 ※テレワークなど常時在宅勤務の場合を含む	1週あたり37.5時間以上の就労が常態 1週あたり30時間以上の就労が常態	8 7	8 7	
			☐ 内職	1週あたり20時間以上の就労が常態	6	6	
			☐ 居宅内自営 ※農業を含む	1週あたり16時間以上の就労が常態	3	3	
			求職活動	申込時に求職活動を実施している	1	1	
②	産前・産後	（出産予定日の6週間前の日が属する月を入所希望日とする。母子手帳写し添付）				10	
③	疾病・障害	疾病等	☐ 入院者	1ヶ月以上 2週間以上1ヶ月未満	10 7	10 7	
			☐ 通院者	週4日以上	7	7	
			☐ 自宅療養者	常時伏臥、感染症等	10	10	
			*証明書類：診断書・ケアプラン等コピー	上記以外で日常生活に支障があり、介護が必要	6	6	
			☐ 障害者	介護を要する（概ね1.2級またはA判定程度）	7	7	
			*証明書類：ケアプラン・手帳等コピー	保育に支障がある（概ね3級またはB判定程度）	6	6	
				上記以外で必要と思われるもの（4級以下）	5	5	
④	介護・看護	親族等の看護	☐ 週5日以上	日中の所要時間が8時間以上 日中の所要時間が4時間以上	8 6	8 6	
			☐ 週4日以内	日中の所要時間が8時間以上 日中の所要時間が4時間以上	7 5	7 5	
				親族等の在宅介護 （主に介護している者） *証明書類：診断書・ケアプラン等コピー	重度の介護を要する （要介護認定区分における要介護4以上） 中程度の介護を要する （要介護認定区分における要介護3程度） 軽度の介護を要する （要介護認定区分における要介護2程度）	7 6 5	7 6 5
		⑤	災害復旧	災害等（火災等による家屋損壊等の復旧のため保育ができない場合）*罹災証明書等			10
⑥	就学	学校・職業訓練学校等への通学 *証明書類：学生証・カリキュラム表等		1週あたりの就学時間が計30時間以上 1週あたりの就学時間が計16時間以上	8 4	8 4	
⑦	虐待・DV	虐待・DV				※	
⑧	上記①～⑦に類すると認められる場合（算定指数は上記①～⑦の指数を準用）					1～10	

「※」は、該当子ども及び世帯の状況に応じて個別判断する。

②調整項目

保護者の就労状況とは別に子どもの家庭状況などにより加点・減点する調整項目

調 整 項 目

		点数②
		点

児童の家庭の状況等		
(加点)		調整点数
1	生活保護世帯	+2
2	ひとり親世帯、離婚調停中、里親	+12
3	3人以上の多子世帯(4月1日現在18歳未満)が3人以上いる場合	+1
4	父母のどちらか単身赴任である世帯	+1
5	利用希望児童が障がい有する場合	+2
6	同居の親族(父母・兄弟姉妹・祖父母)が障がい有する場合	+2
7	祖父母が町外在住	+1
8	兄弟姉妹が入所希望施設にすでに在籍している	+3
9	兄弟が別々の保育所等に在園していて同一の保育所を利用するために転園を希望する場合(4月入所)	+1
10	兄弟姉妹(多胎児)が同一の保育所等を同時に申し込む場合	+1
11	父又は母が保育士、保育教諭として町内の保育所等に勤務又は勤務予定である	月労働時間数120時間以上 +3
		月労働時間数120時間未満 +2
	父又は母が保育士、保育教諭として町外の保育所等に勤務又は勤務予定である	+1
12	一時預かり(私的理由を除く)・認可外保育施設利用等を常態としている場合	+3
13	転居等により、転園が特に必要であると認められる場合	+1
14	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(倒産・リストラ等)	+2
15	第2子以降の出産(又は育児休業取得)のため一旦退園した児童が父母の就労等により再入所を希望する場合	+3
16	やむをえず入所できずに待機をしている場合(自ら希望している場合を除く)ー1ヶ月につき1点	+1～
17	年齢上限がある保育所等(小規模保育施設等)を卒園する場合 ※卒園施設の連携園を希望する場合	+4
18	年齢上限がある保育所等(小規模保育施設等)を卒園する場合 ※卒園施設の連携園以外を希望する場合	+3
19	閉園等による保育施設継続不可の場合	+3
20	育児休業終了等の復職	+2
21	保育実施基準④の事由「障害」以外の事由に該当する父母が、④に記載された障害(障害者手帳1級程度)に該当する場合	+5
(減点)		
1	同居の親族が65歳未満で無職の場合(ひとりにつき)	-5
2	兄弟姉妹(保育実施基準の④以外)を家庭内で保育している場合	-2
3	父又は母の就労につき、月平均勤務日数が12日未満(週3日未満)である場合	-2
4	町外在住者(転入予定者を除く)ただし転入後の住所地在町外の場合は町外在住者とみなす	-10
5	保育料の未納がある世帯(卒園児を含む)	-5
6	理由もなく入所申請期間を過ぎて申請書提出の場合(4月入所)	-3
(その他)		
上記以外の世帯等の特殊事情		※

「※」は、当該子ども及び世帯の状況に応じて個別に判断する。

③吉田町の保育料

吉田町では、国が定めた基準額より軽減した保育料を設定しています。

(令和元年 10 月～)

階層 区分	月額保育料						
	定義	1号認定	2号認定	3号認定			
				国基準 ※参考	0～2歳児		
			3～5歳児		区別	標準時間	短時間
第1	生活保護	無償	無償	0		0	0
第2	町民税均等割 非課税世帯			0		0	0
第3	町民税所得割 非課税世帯			19,500	第1子	10,000	9,800
					第2子	5,000	4,900
					ひとり親世帯他	4,500	4,400
					ひとり親世帯 で第2子以降	0	0
第4	所得割課税世帯 (48,600円未満)				第1子	13,000	12,800
					第2子	6,500	6,400
					ひとり親世帯他	6,000	5,900
					ひとり親世帯 で第2子以降	0	0
第5	所得割課税世帯 (77,101円未満)			30,000	第1子	19,000	18,600
					第2子	9,500	9,300
					ひとり親世帯他	9,000	9,000
		ひとり親世帯 で第2子以降	0		0		
第6	所得割課税世帯 (97,000円未満)			23,000	22,600		
第7	所得割課税世帯 (133,000円未満)	44,500		28,000	27,400		
第8	所得割課税世帯 (169,000円未満)			32,000	31,400		
第9	所得割課税世帯 (211,201円未満)	61,000		36,000	35,200		
第10	所得割課税世帯 (235,000円未満)			39,000	38,400		
第11	所得割課税世帯 (301,000円未満)			45,000	44,200		
第12	所得割課税世帯 (397,000円未満)	80,000		50,000	49,200		
第13	所得割課税世帯 (397,000円以上)	104,000		60,000	59,000		

- 認定こども園や保育園等をきょうだいが同時に利用する場合、第2子半額、第3子以降は無料となります。
(3号認定の第2階層までについては、第2子以降は無料となります。)
- なお、第2子の判定方法については、第2階層から第5階層中の町民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯に関しては、兄弟の年齢に関わらず上からカウントします。
- 母子世帯、父子世帯又は在宅の障害者（児）のいる世帯の利用者負担額は、ひとり親世帯他の段をご参照ください。
この場合、第5段階までは、第2子以降の利用者負担額が無料となります。
- 満3歳に達する年度の利用者負担額は、3号認定の額が適用されます。
- この利用者負担額のほか、各園によっては給食費や延長保育料などの実費徴収がある場合があります。
- 町内の保育施設等の保育料は変わりません。施設によって、延長保育料、保育用品代などの実費負担金等がかかる場合がありますので、各保育所にお問い合わせください。

④保育園で提供する主な食材について

保育園でよく使用する主な食材を一覧で掲載しています。食物アレルギーがある場合や気になる食品がある場合は、事前に保育園へご相談ください。

令和8年9月改定

保育園でよく提供する食品一覧表

保育園では下記の食品を使用します。ご家庭でも栄養バランスのよい食事を心掛け、様々の食材・食品をとりいれましょう。

1. 園でよく提供する食品（アレルギー調査票の表①記載のアレルゲンとなりやすい食品を除く）					
<u>以下の食品で、気になる食品があればこども未来課又は給食室へ御相談ください。</u> ・ 行事食等で一覧に無い食品を提供する可能性があります。 ・ ※1ゼリー及び※2果汁は、アレルギー調査票の表①の(生)とある食品で食べたことのある味で提供をします。					
穀類	野菜・いも類	きのこ類	魚介類	乳製品	おやつ
ごはん	玉ねぎ	しいたけ		ヨーグルト	ふ菓子
パン	大根	しめじ		のむヨーグルト	(2歳児未満)
スパゲティー	なす	エリンギ	海藻類	チーズ	ポン菓子
マカロニ	ピーマン	えのき	昆布(塩昆布)	クリームチーズ	(2歳児未満)
うどん	ブロッコリー		ひじき	生クリーム	ビスケット
そうめん	カリフラワー	卵類	のり	バター	サブレ
中華めん	とうもろこし				せんべい
マロニー	いんげん		その他	その他	ウエハース
春雨	絹さや	豆類	ジャム類	砂糖	クラッカー
餃子の皮	ごぼう	水煮大豆	ごま油	塩	クッキー
麩	れんこん	豆腐	カレー	醤油	ドーナツ
ビーフン	ほうれん草	ひきわり納豆	乳酸菌飲料	味噌	カステラ
	小松菜	油あげ	(2歳児以上)	酢	(2歳児以上)
果物	かぶ	厚揚げ		ドレッシング	※1ゼリー
果物缶(みかん)	アスパラガス	高野豆腐	練り製品	マヨネーズドレッシング	※2果汁
果物缶(パイ)	切り干し大根	きな粉	ちくわ		野菜ジュース
	かぼちゃ	豆乳	なると	ケチャップ	プリン
	もやし		かまぼこ	ソース	かりんとう
	里芋	肉	さつま揚げ	コンソメ	(2歳児以上)
	さつま芋	ソーセージ		中華だし	ケーキ
野菜・いも類	ねぎ	ベーコン		かつおだし	(2歳児以上)
たけのこ	チンゲン菜	ロースハム		マーガリン	タルト
(2歳児以上)	白菜	ポロニアソーセージ			(2歳児以上)
白ねぎ	キャベツ	(2歳児以上)			クレープ
オクラ	水菜				パイ菓子
					(パイ生地)

2. 乳児への食材食品の対応（月齢や個人差に配慮する）			
【月齢・0歳には提供しない食品】		【提供に配慮する食品】	
食品名	説明	食品名	説明
はちみつ	ボツリヌス菌	ちくわ	弾力があり噛みにくい
黒糖	ボツリヌス菌	かまぼこ	弾力があり噛みにくい
生パインナップル	繊維質が多い	さつま揚げ	弾力があり噛みにくい
キウイ	アレルギーが多い果物	黒はんぺん	弾力があり噛みにくい
魚肉ソーセージ	塩分が高い、添加物が多い、弾力があり噛みにくい	糸こんにゃく	噛みにくいため、1cmに切る
りんご	誤嚥、窒息に繋がりやすい（1歳児含む）	きざみのり	細かくする（月齢、0歳児のみ）
梨	誤嚥、窒息に繋がりやすい（1歳児含む）	わかめ	細かく切る（月齢、0歳児のみ）